

※条件等が付加されている場合がありますので、詳細については担当課にお問い合わせください。

■(早見表)被災者支援に関する各種制度

※詳細な条件や申請方法は担当課等にお問い合わせください。

制度の名称	制度の概要	問合せ先
専門家による生活なんでも相談 (制度概要 P1)	被災した家の修理や解体について、今後の生活再建について等の相談に専門家が応じています。被災者からの生活相談や被災者に不足しがちな各種支援策の情報を提供しています。	静岡県災害対策士業連絡会 静岡県弁護士会 ☎：054-252-0008
罹災証明・被災届出証明の申請・交付 (制度概要明書 P2)	各種被災者支援策の手続きのために、災害対策基本法に基づき住家の罹災証明交付申請や住家以外の被災届出証明書交付申請の受付及び交付を行っています。	福祉課 社会福祉部門 ☎0548-33-2104
災害弔慰金 (制度概要 P6)	災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。	
災害障害見舞金の給付 (制度概要 P7)	災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。	
災害ボランティアセンター (制度概要 P4)	被災された方々の支援のため、家屋の片づけ・清掃などの支援活動を行っています。 ただいております。	吉田町社会福祉協議会 ☎080-5813-6142 ☎080-5813-6143 (ボランティア活動用)
生活福祉資金制度による貸付(緊急小口資金・福祉費(災害援護費)) (制度概要 P10)	生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用(緊急小口資金)」や「災害を受けたことにより臨時に必要なとなる費用(福祉費(災害援護費))」についての貸付があります。	吉田町社会福祉協議会 ☎0548-34-1800
こころの健康相談 (制度概要 P53)	眠れない、気分が沈む等、こころの健康についての相談を受け付けています。 健康状態や困りごとなどの相談に応じます。	健康づくり課 ☎0548-32-7000
国民年金保険料の免除 (制度概要 P30)	住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね 2 分の 1 以上の損害を受けた場合、申請に基づき、国民年金保険料が免除されます。 ※申請前に納付されたものは減免できません。	町民課 国保部門 ☎0548-33-2103
児童手当の特例措置 (制度概要 P16)	被災により認定請求等が遅れた場合、申請に基づき被害が発生した翌月から手当を支給します。	こども未来課 ☎0548-33-2153
児童扶養手当の特例措置 (制度概要 P17)	被災により認定請求等が遅れた場合、申請に基づき被害が発生した翌月から手当を支給します。 住宅・家財等が 2 分の 1 以上被災された場合、全額支給になる場合があります。	
災害相談窓口の設置 (制度概要 P48)	静岡県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構中部本部並びに関東経済産業局に特別相談窓口を設置します。※個別相談先は、制度概要をご覧ください。	中小企業庁 経営安定対策室 ☎03-3501-1511
小規模事業者経営改善資金（マル経融資） (制度概要 P49)	小規模事業者経営改善資金（通称:マル経融資）は、商工会・県商工会連合会等が実施する経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で行う制度です。	吉田町商工会 ☎0548-32-3366

制度の名称	制度の概要	問合せ先
中小企業向け県制度融資 「中小企業災害対策」の実施 (制度概要 P49)	台風等により、直接被害又は間接被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に実施する静岡県の復旧・復興支援制度です。	静岡県商工金融課 ☎054-221-2513
災害復旧貸付等の実施 (制度概要 P50)	今般の台風等により被害・影響を受けた中小企業者等を対象に、静岡県の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付等を実施します。	政策金融公庫 静岡支店 ☎054-254-3631
セーフティネット保証 4 号 の適用 (制度概要 P51)	今般の台風等の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額 100%を保証するセーフティネット保証 4 号を適用します。また、信用保証協会にてセーフティネット保証 4 号の事前相談を開始しています。 【近日中に官報にて地域の指定を告示する予定】	静岡県信用保証協会 ☎0120-783-507
小規模企業共済災害時貸付 の適用 (制度概要 P52)	被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を実施します。	中小企業基盤整備機構共済 相談室 ☎050-5541-7171
自動車税種別割の減免 (制度概要 P33)	被害を受けた自動車に係る自動車税の種別割を減免します。 ・自動車が使用不能となり廃車した場合は、災害があった翌月から、抹消（廃車）登録をした月までの月割税額を減免します。 ・自動車を修繕した場合は、修理にかかった費用から、保険金、損害賠償金などを控除した金額が、自動車税種別割の年税額を超えた場合に、年税額の 50%を減免します。	藤枝財務事務所 ☎054-644-9122
（軽）自動車税 環境性能割の減免 (制度概要 P34)	災害により自動車が使用不能になった方が代替自動車を取得した場合、代替自動車の自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の全額を減免します。	静岡財務事務所 ☎054-261-4029 ※静岡ナンバーの場合
NHK 受信料の免除 (制度概要 P37)	半壊又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約について、令和 7 年 9 月から令和 7 年 10 月までの放送受信料が免除されます。	NHK 静岡放送局 ☎054-654-5200